

## 別紙配布資料一覧

- 事務事業見直しについて
- 使用料・手数料の改定について
- 使用料・手数料見直しに関する基本方針（令和 7 年 7 月）
- 使用料改定一覧

## 1. 目標額の設定

### 目標額設定の考え方

まずは、令和8年度当初予算編成に向けた財源不足に対応  
その上で、将来に向けては、財政調整基金に頼らない財政構造を目指す

R7当初財政調整基金等繰入額 **36億円** ...将来に向けた改善必要額

— R8当初財政調整基金活用可能見込額 **18億円**

R7人事院勧告に伴う給与改定  
分は影響額が不明であるため  
未反映  
《参考》R6給与改定に係る  
一般財源必要額 10.7億円

**18億円**

...短期の改善目標額

|                     |                  |
|---------------------|------------------|
| ・ ふるさと納税の推進 :       | 1 . 0 億 円        |
| ・ ネーミングライツの確保 :     | 0 . 5 億 円        |
| ・ 使用料・手数料の改定 :      | 1 . 0 億 円        |
| ・ 公債費負担の減 :         | 5 . 0 億 円        |
| ・ <b>事務事業の見直し :</b> | <b>5 . 0 億 円</b> |
| ・ R7 予算減額補正 :       | 5 . 5 億 円        |

**18.0億円**

## 2. 見直し素案について

- 費用対効果や市民生活への影響などを踏まえ、財務部・総務部・政策企画部で作成
- 見直し区分

A・・・廃止

B・・・縮小

C・・・見直し

- ・C-1 C-2,C-3以外の見直し
- ・C-2 財源調整による見直し(受益者負担等)
- ・C-3 DXの活用等による見直し

D・・・将来に向けた見直しを検討

※ A～Cは令和8年度当初予算に向けて見直し  
Dは令和8年夏頃までに見直しの方向性を検討

- 今後のスケジュール

- ・9月 9月定例会での報告  
(総務常任委員会)
- ・9月～1月 関係機関との協議(所管部局)
- ・2月 予算査定で最終意思決定

## 3. 見直しの考え方

- 1 将来の状況に柔軟に適應できる効率的で持続可能な行政への転換を図る
- 2 全ての事業は必要性があって実施している。この見直し案は、以下の3つの考え方に基づき、シビアに検討した結果

- 社会情勢に合わせて内容を刷新すべき事業
- 受益者が極端に少ない又は一部の団体等に限られる事業
- 市民生活への影響が少ないと考えられる事業

## 4. 見直し項目

| 見直し項目 |     |               | 見直し内容                                                                          |
|-------|-----|---------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 全庁一律  | (1) | 研修や講演会に係る講師謝金 | 経費削減を図るとともに、職員の能力向上を図るため、研修や講演会での講師について、職員による対応を原則とし、 <b>講師謝金等の予算を全額削減</b> する。 |
|       | (2) | 職員出張旅費        | 経費削減を図るため、インターネット環境のより積極的な活用等を行い、 <b>旅費に係る予算を50%削減</b> する。                     |
|       | (3) | 公用携帯電話        | 経費削減を図るとともに、職場間の公平性を確保するため、 <b>公用携帯電話を原則廃止とし、予算措置は虐待対応・救急活動等に限定</b> する。        |
|       | (4) | 新聞購読          | 新聞購読に係る予算について、 <b>フロアで一つ ⇒ 庁舎で一つに削減</b> する。                                    |
|       | (5) | テレビ配置         | 経費削減を図るため、 <b>テレビ配置を原則廃止</b> する。                                               |
|       | (6) | 郵送料           | SMS(ショートメッセージサービス)の活用等により、全庁の <b>郵送料30%削減</b> を目指す。                            |

# 事務事業見直しについて

| 見直し項目 |      |              | 見直し内容                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------|------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全庁一律  | (7)  | コピー代         | ペーパーレスの徹底により、全庁の <u>コピー代30%削減</u> を目指す。(トナー・用紙代含む)                                                                                                                                                                                                               |
|       | (8)  | 図書の加除・追録     | 電子図書の活用により、 <u>全庁の図書の加除・追録費用を削減</u> する。                                                                                                                                                                                                                          |
|       | (9)  | 各種表彰制度       | 各種表彰制度について、<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>表彰状筆耕料の削減</u>(原則、庁内印刷で対応)</li> <li>・<u>記念品代を可能な限り削減</u></li> <li>・<u>表彰頻度を隔年や数年に一度に見直し</u></li> </ul> などの見直しを行う。                                                                                       |
|       | (10) | 非常勤特別職の先進地視察 | 民生委員や農業委員の先進地視察について、 <u>毎年→3年に1回</u> に見直しを行う。(任期中に1回とする)                                                                                                                                                                                                         |
|       | (11) | イベント関連経費     | イベント関連経費について、以下の見直しを行う。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントは、原則、市民や団体などの自立・自走による運営として、<u>公費の投入は行わない</u>。</li> <li>・イベント立ち上げ時など、支援が必要な場合は、<u>原則として3年間を期限</u>とする。</li> <li>・現在、公費を投入して開催しているイベントは、<u>自立・自走に向けて具体的な計画の策定及び関係団体等との協議を進める</u>。</li> </ul> |
|       | (12) | 市民講座開催事業     | 各種市民講座について、 <u>目的や対象者、頻度、受益者負担などを改めて整理</u> し、見直しを進める。                                                                                                                                                                                                            |
|       | (13) | デイサービス事業     | 各種デイサービス事業について、 <u>目的や対象者、頻度、受益者負担などを改めて整理</u> し、見直しを進める。                                                                                                                                                                                                        |

# 事務事業見直しについて

| 見直し項目 |      |      | 見直し内容                                                                                                                                                                                                     |
|-------|------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 個別事業  | (14) | 個別事業 | 全ての事務事業を点検し、見直しの考え方に沿って見直し事業を選定し、<br>(A) 事業の <b>廃止</b><br>(B) 事業の <b>縮小</b><br>(C) 事業の見直し(受益者負担等の <b>財源調整による見直し</b> , <b>DXの活用等による見直し</b> , <b>それ以外の見直し</b> )<br>(D) <b>将来に向けた見直し</b> 検討<br>に区分して見直しを進める。 |

## 5. 事務事業見直し以外の取組について(並行して実施)

- (1) 業務執行体制の見直しによる会計年度任用職員等の適正配置
- (2) 国等への派遣職員の廃止検討
- (3) 各種団体への負担金支出の適正化
- (4) 外部委員による協議会等の設置数及び委員数の削減検討
- (5) 姉妹都市・友好都市関連経費の見直し
- (6) 遊休資産の積極的な売却徹底による財産収入の増
- (7) 官公庁等からの視察対応の有料化検討
- (8) 宿泊税の導入検討

など

# 使用料・手数料の改定について

## 1 使用料・手数料改定の目的

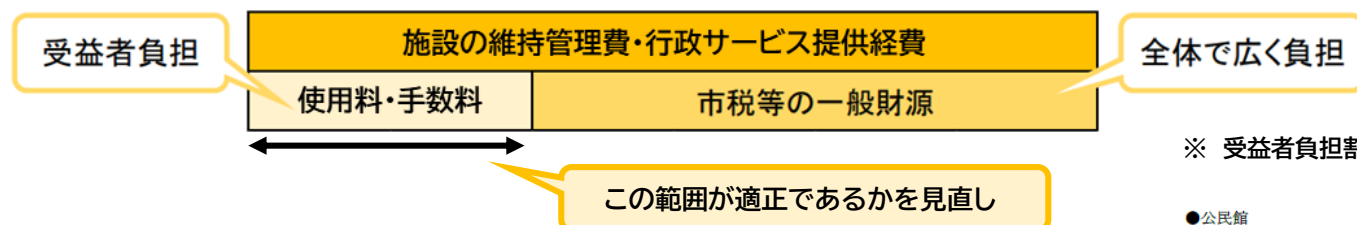
### 適正な受益者負担について見直し、利用者・非利用者間の負担の公平性を図るため

市が行う行政サービスや施設維持の経費は公費によって賄われているが、その公費は行政サービスや施設の利用者・非利用者の区別なく支払われた税金から支出されている。

全額公費負担とすると、利用者は非利用者の負担の上で特別な受益を得られるのに対し、非利用者は負担のみを負うことになり公平ではないため、利用者の受益負担分として使用料・手数料を徴収し、両者間の公平性を図っている。

しかしながら、使用料・手数料につき前回改定が行われた平成21年度から現在までの間、物価上昇に伴う施設維持費や人件費の増加、施設自体の老朽化、デジタル化によるデータアクセス速度の上昇等、市をとりまく社会情勢は大きく変化している。

そのため、現在の社会状況を踏まえた上で適正な受益者負担について見直しを行い、利用者・非利用者の公平性を確保する。



## 2 算定方法

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}(\%) \quad (\text{対象: 98施設})$$

【原価】施設の維持管理にかかっている経費から1㎡1時間あたりの単価を算出の上、利用料を積算。  
積算式は  $\text{対象経費} \div \text{貸室総面積} \div \text{年間利用可能時間} \times \text{利用面積} \times \text{利用時間}$

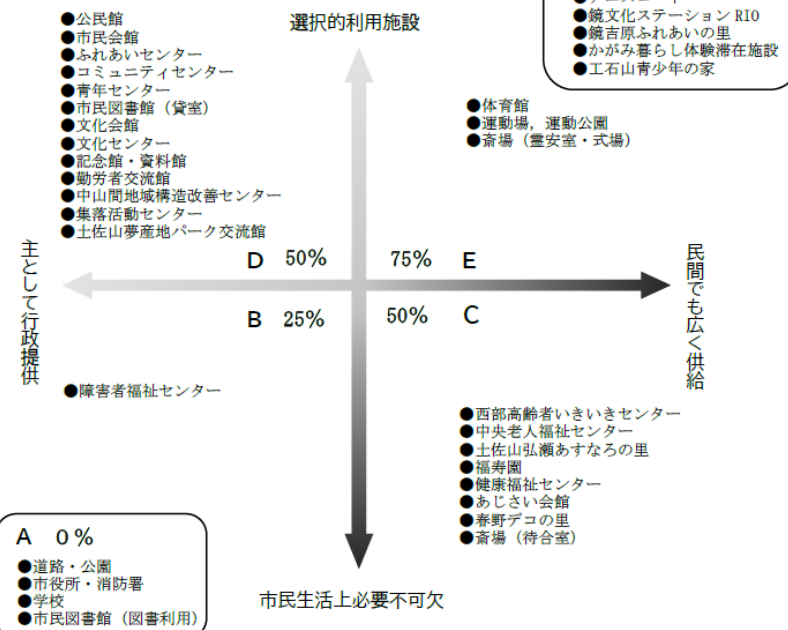
【受益者負担割合】施設の性質別（必需性・市場性）に設定。必需性が高い施設は受益者負担割合を低く、市場性が高い施設は受益者負担割合を高く設定。

$$\text{手数料} = \text{原価} \quad (\text{受益者負担割合100\%})$$

【原価】1時間あたりの人件費 × 1件あたりの処理時間 + 1件あたりの物件費（用紙代等）

利用者の急激な負担増を防ぐため、改定額には激変緩和措置を適用

### ※ 受益者負担割合



## 使用料・手数料の見直しに関する基本方針

令和7年7月  
高知市

## はじめに

市はさまざまな公共施設を有し、市民の皆さまには市民活動、福祉、文化・スポーツ活動の拠点等に利用していただいています。また、市では住民票や各種証明書の交付といった行政サービスを提供しています。

これらの施設やサービスにかかる経費は、公費によって賄われていますが、全額を公費で賄うと、利用者と非利用者に同じ負担が生じ、負担の公平性が図られなくなってしまいます。そのため、利用者の受益負担分として、地方自治法及び条例に基づき、使用料や手数料を徴収し、施設やサービスの運営経費の一部に充てているところです。

本市ではこの使用料・手数料について、度々見直しを行っておりますが、平成 21 年度の改定後は、基準自体の見直しは行わず、消費税増額分のみを反映した改定を行っています。

しかしながら、平成 21 年度から現在までの間、物価上昇に伴う施設維持費や人件費の増加、施設自体の老朽化、デジタル化によるデータアクセス速度の上昇など、市をとりまく社会情勢は大きく変化しています。

そこで、現在の社会情勢を踏まえた受益者負担の適正化を図るために、新たに「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を策定いたします。この方針の策定により、使用料・手数料の算定にかかる基本的な考え方を明らかにし、適正な価格を検討するとともに、社会情勢の変化に応じて適宜方針の見直しを行い、利用者と非利用者の公平性を確保してまいります。



## 1 基本的な考え方

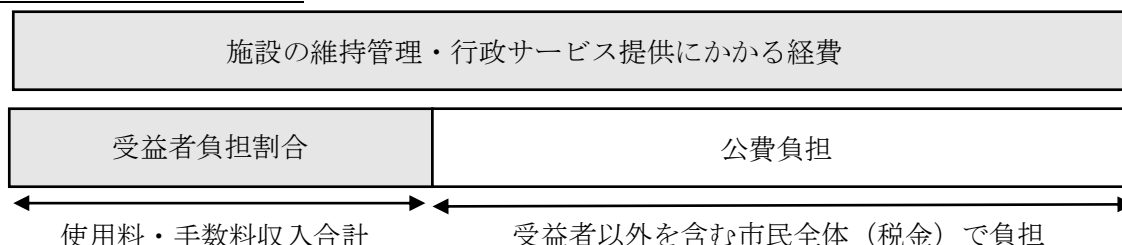
### (1) 受益者負担の原則

施設の運営管理費や各種証明書の行政サービスの提供にかかる経費は、その多くが公費で賄われています。その公費の中には、その施設や行政サービスを利用しない市民の方が納付した税金も含まれています。

これらの経費を全額公費で賄うと、施設やサービスを利用する方は市民全員の負担で特別な利益を得るのに対し、利用しない方は費用を負担するだけで利益を得られないという不公平が生じてしまいます。

そのため、直接サービスを受ける方が相応の経費を負担し、利用者負担の公平性を図る「受益者負担の原則」を、使用料・手数料の算定の基本とします。

#### ◇ 経費負担のイメージ



### (2) 算定根拠の明確化

受益者負担を求めるためには、応分の負担の算定根拠について、透明性と公平性を担保する必要があります。そのため、施設利用やサービス利用に関する原価（コスト）及び適正な受益者負担を求めるための算定の仕方について、統一的な考え方を示すこととします。

### (3) 効率的な行政サービス提供の取組

施設管理の運営及びサービスの提供にかかる経費が原価計算の基礎となることから、市は業務運営の効率化等経費削減に努めるとともに、市民サービスの満足度の維持・向上を図ります。

### (4) 一般会計、特別会計及び公営企業会計の取り扱い

本方針は、一般会計に適用します。

特別会計又は公営企業における料金の改定は、独立採算の原則に基づき、各事業の特性を踏まえて判断するため、本方針の対象外とします。

### (5) 消費税の取り扱い

使用料・手数料の原価算出には、行政が仕入れにかかったコストを受益者負担分に転嫁するため、消費税分を含めます。そのため、消費税率の引き上げ等、税制改正が行われた場合には、これを適正に反映します。

## 2 使用料

### (1) 使用料の定義

使用料とは、行政財産又は公の施設の利用に対して徴収する金銭をいいます。（地方自治法第 225 条）

大まかに、公民館や総合運動場等の体育施設等の施設利用の対価として支払う使用料と、行政財産を本来の目的以外に許可を得て使用する際の使用料など、土地や建物の貸付料としての性格が強い使用料に分けられます。

### (2) 本方針の対象施設

貸室・貸館を行っている施設を対象とします。

ただし、貸室等を行っている施設のうち、以下の施設は対象外とします。

- ① 法令で使用料を徴収できない施設  
（例）小中学校，図書館
- ② 不特定多数の市民に常時開放することを目的としている施設  
（例）公園
- ③ 他の観点も踏まえて個別に検討する必要があるもの  
（例）市営住宅，保育所，放課後児童クラブ，駐車場，バスターミナル  
墓地公園，社会体育施設，火葬場使用料

なお、対象外の施設においても、受益者負担の考えを踏まえながら、物価高騰等の社会情勢の変化に対応できるよう適宜見直しを行います。

### (3) 指定管理者制度導入施設の取り扱い

指定管理者制度を導入している施設の使用料についても、社会情勢の変化に伴う経費変動等に適切に対応するため、本方針に基づき見直しの対象とします。

ただし、これらの施設の料金設定は、指定管理者が申請し、市が承認することから、見直しの反映は、条例上その上限額の設定にとどまります。

実際の施設利用料金については、指定管理者との協議により個別に設定しますが、指定管理料の算入にあたっては、上限額の使用料による収入があるものとして積算を行います。

### (4) 施設別受益者負担割合

受益者負担の原則により、受益者には応分の負担を求めますが、市の施設には行政関与の必要性が高いものから、民間で類似サービスを提供しているものまで、さまざまな種類があります。これらの多様な施設に一律の受益者負担を設定することは、施設の設置目的や利用形態にそぐわないものが出てくることから、施設の性質に応じて、次のとおり割合を設定します。

## ① 性質による分類

### ア 市民生活における必需性

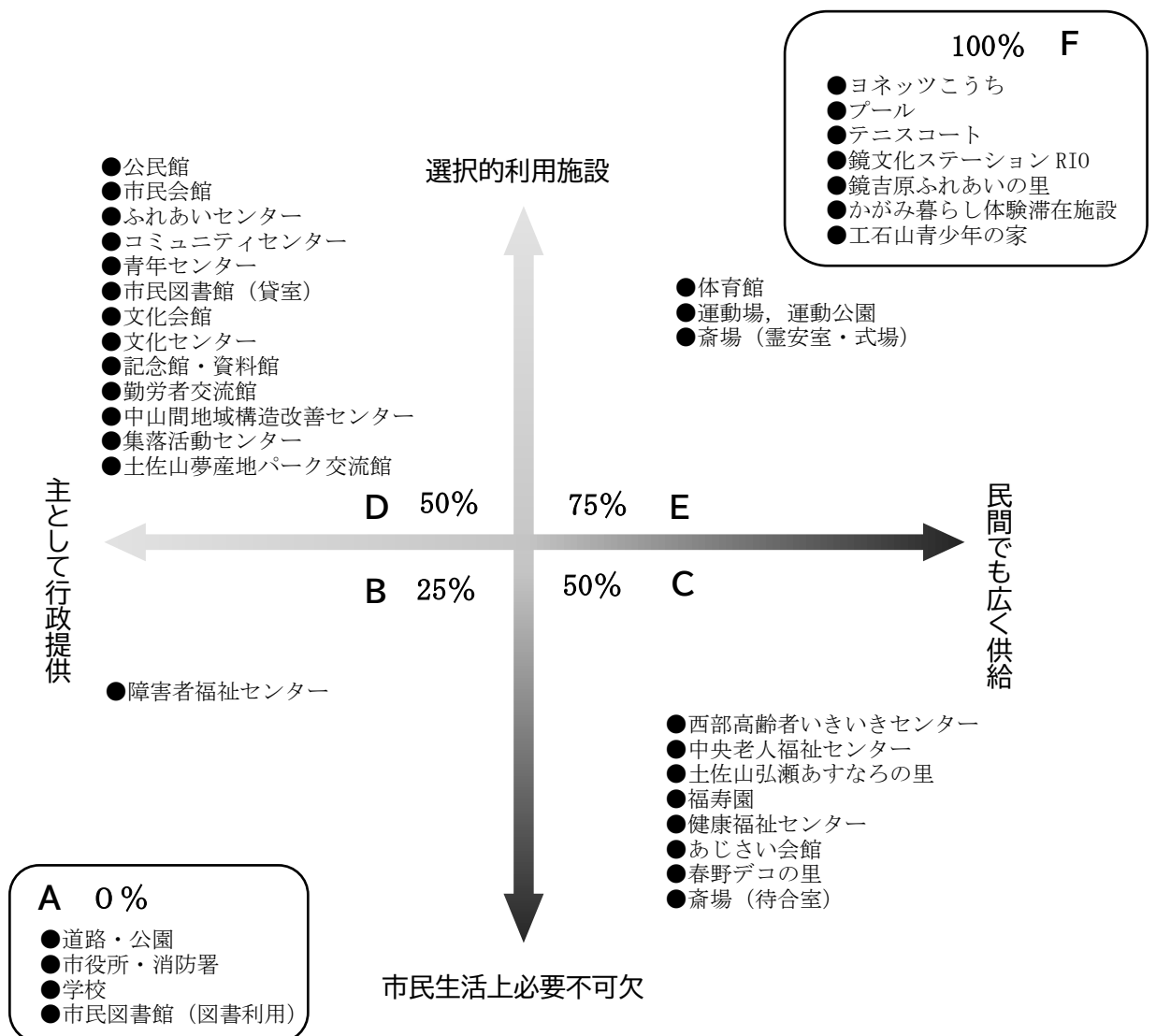
- ・高：市民が日常生活を営む上で、必要不可欠なもの
- ・低：日常生活をより便利で快適にするために、個人の意思で選択的に利用するもの  
必需性が高い施設ほど公費負担の割合を高く設定し、低いほど受益者の負担割合を高く設定します。

### イ 市場性

- ・高：民間でも広く供給されており、行政と民間が競合する施設
- ・低：民間では提供されにくく、主として行政が提供する施設  
市場性が高い施設ほど受益者の負担割合を高く設定し、低いほど公費の負担割合を高く設定します。

## ② 性質別受益者負担割合

必需性及び市場性から各施設を以下のA～Fの区分に振り分け、区分ごとの受益者負担割合を設定します。



## (5) 使用料の算定方法

施設の恒常的な維持管理経費の一定割合を受益者に負担していただくため、以下の算定方式とします。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

### ① 原価の対象となる経費

- ・ 経常的な維持管理経費：消耗品費，光熱水費，委託料，保険料，修繕費，土地借り上げ料，機器賃借料等

- ・ 施設管理にかかる人件費

- ・ 減価償却費（※）

※ 減価償却費は，固定資産の購入額を耐用年数に合わせて分割し，必要経費とすべきという考え方に基づいて算出されます。公共施設についても，複数年に渡って使用されることを踏まえると，複数年間の受益者間で施設整備費や大規模改修費の負担の公平性を確保する必要があります。したがって，施設等の耐用年数に応じた減価償却費を使用料原価として算入します。

### ② 原価の算定方法

施設の利用形態により，以下の2つに分類します。

#### ア 占有利用施設

ホールや会議室のように，一定の貸室等の区画を特定の団体・個人が利用する施設は，1時間あたりの当該区画面積分にかかる経費とします。

$$\text{原価} = \text{対象経費(年間)} \div \text{貸出面積合計} \div \text{年間利用可能時間} \times \text{利用面積} \times \text{利用時間}$$

(例) 年間維持管理経費 1,000 万円，貸出面積合計 1,000 ㎡，年間利用可能時間 2,000 時間の施設で，会議室 A (100 ㎡) を 1 時間利用する場合の原価

$$10,000,000 \text{ 円} \div 1,000 \text{ ㎡} \div 2,000 \text{ 時間} = 5 \text{ 円} / \text{㎡} \cdot \text{時間} \quad (1 \text{ ㎡} 1 \text{ 時間あたりの原価})$$

$$5 \text{ 円} \times 100 \text{ ㎡} = 500 \text{ 円} / \text{室} \cdot \text{時間} \quad \underline{1 \text{ 時間あたりの原価} \quad 500 \text{ 円}}$$

#### イ 個人利用施設

プールのように，不特定の個人が同時に利用する施設は，一人あたりの利用にかかる経費とします。

$$\text{原価} = \text{対象経費(年間)} \div \text{年間利用人数}$$

(例) 年間の維持管理経費 1,000 万円，年間利用者 2 万人のプール

$$10,000,000 \text{ 円} \div 20,000 \text{ 人} = 500 \text{ 円} / \text{人} \quad \underline{1 \text{ 人あたりの原価} \quad 500 \text{ 円}}$$

## (6) その他料金設定の考え方

### ① 入場料を徴収する利用者及び営利目的利用者の取り扱い

プロスポーツやコンサートなど、入場料を徴収する興行利用のため施設利用する場合や、営利・営業・宣伝を目的とした利用の場合は、割り増し料金を設定できるものとします。

### ② 時間帯及び曜日の違いによる取り扱い

使用料の原価算出においては、時間帯や曜日の違いを区別せずに全経費を対象として取り扱いますが、施設の特性を踏まえ、利用者の分散や稼働率の向上を図る観点から、時間帯や曜日によって料金格差を設けることが適切な場合は、必要に応じて別料金設定ができることとします。

### ③ 料金区分の取り扱い

使用料は1時間単位での料金設定を基本としますが、施設における利用形態等を勘案し、午前・午後・夜間による区分が適当な場合は、時間帯区分の料金設定ができることとします。

### 3 手数料

#### (1) 手数料の定義

手数料とは、特定の者に対して事務を行う際に要する費用を徴収する金銭をいいます。(地方自治法第 227 条) 主なものに、戸籍抄本交付手数料、納税証明手数料等があります。

#### (2) 見直しの対象

原則としてすべての手数料を対象としますが、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定めのある事務の手数料については、政令に従うものとします。

また、県や近隣市町村との均衡が必要なものは、改定に向けて協議を進め、協議が整い次第改定を行うものとします。

#### (3) 受益者負担割合

手数料は、受益者のためだけに事務を行い、その事務に要する経費を負担していただくものという性質から、受益者負担割合は 100%とします。

#### (4) 手数料の算定方法

サービスの提供に必要な経費を負担していただくため、以下の算定方式とします。

$$\text{手数料} = \text{原価}$$

##### ① 原価の対象となる経費

- ・ 人件費：事務を行うために直接従事する職員に要する費用
- ・ 物件費：申請書や証明書等の消耗品費、郵送料等の通信運搬費、印刷製本費など事務を行うために要する人件費以外の費用

##### ② 原価の算定方法

1 件の処理時間にかかる人件費や物件費を積み上げて算定します。

$$\text{原価} = 1\text{時間あたりの人件費} \times 1\text{件あたりの処理時間} + 1\text{件あたりの物件費}$$

(例) 1 時間あたりの人件費 3,333 円、1 件あたりの処理時間 30 分、1 件あたりの物件費 122.5 円 (証明書印刷代 0.5 円、用紙代 1 円、郵送料 110 円、封筒 10 円) の場合

$$3,333 \text{ 円} \times 30 / 60 \text{ 分} + 122.5 \text{ 円} = 1,789 \text{ 円} \quad \underline{\underline{1 \text{ 件あたりの手数料 } 1,789 \text{ 円}}}$$

- ※ 算出の基礎となる人件費単価は、職員の配属状況や働き方によって左右されるべきではないことから、地方交付税交付にかかる単位費用の積算に用いる統一単価のうち職員 A、職員 B の単価平均から算出します。

## 4 その他調整事項

### (1) 激変緩和措置

見直しを行った結果、改定料金が現行料金を大幅に上回る場合、利用者の負担が急激に増加することとなり、市民生活への大きな影響を及ぼすことが想定されます。

そのため、使用料の改定にあたっては、原則として上昇幅の2分の1を加算した額を改定価格とし、使用料・手数料ともに現行価格の1.5倍を上限、0.5倍を下限とします。ただし、周辺の類似施設の使用料や類似事務の手数料と比較して著しく均衡を欠く場合は、必要に応じ、現行の1.25倍を上限として改定額を調整するものとします。

今後の見直しにおいても急激な変化を避けることとし、最終的に適正な負担額へ近づけます。

### (2) その他個別事由による調整

使用料・手数料については、各施設や手数料事務の特性や現状を踏まえ、必要に応じ個別の調整を行うものとします。

### (3) 現在無料である施設の取り扱い

現在無料である施設においても、受益と負担の公平性の観点から利用者に負担を求める必要があるものは、有料化を検討していくこととします。

## 5 見直しサイクル

使用料・手数料は、かかった経費を対象として原価算出をしているため、社会情勢の変化を適切に反映することが必要です。そのため、4年ごとを目途に見直しを実施することとします。なお、急激な社会情勢の変化があった場合は、適宜見直しを実施します。

## 6 減免措置の考え方

使用料・手数料の減額・免除は、公共・公益上の必要性や障がい者の社会参加の促進などの目的で政策的特例措置として実施しています。

しかしながら、減額・免除を行うことは、「受益者負担の原則」の例外的措置であり、減額・免除分は非利用者を含む市民が収めた税金で賄うこととなります。

そのため、使用料・手数料の減額・免除にあたっては、本来の目的や必要性に応じてできるだけ限定した範囲とすべきであり、条例及び規則にその範囲が定められています。

手数料に関しては「高知市手数料並びに延滞金条例」の定めを基本としますが、使用料は施設ごとに条例の定めが異なるため、以下のとおり統一的な基準に基づいて減免の範囲を定めるものとします。

全施設共通して以下の場合に該当するものを減免対象とします。

- ・ 市が主催・共催するとき（免除）
- ・ 当該施設の管理運営団体が、当該施設を公共目的で使用するとき（免除）
- ・ 施設の設置目的に沿った活動かつ市の施策や事業に関連する公益性（※）のある活動で利用するとき（免除及び減額）
- ・ 高齢者の利用料を減免するときは、65歳以上とする

※ 「公益性」とは、市の主催・共催する事業と同等程度に不特定多数の利益に寄与する必要があるため、参加者の限定されるスポーツ・レクリエーション活動等を行う場合は減免対象として取り扱わないこととします。

また、条例及び規則において定める「市長が特に必要と認める場合」とは、想定外の事態に対応するもので、公益性が高く真にやむを得ない場合に限るものとします。



## 使用料改定一覧

※網掛け行は減額改定分

※単価について、1時間単位の価格設定でない施設は、午前区分・入場料徴収なしの単価にて比較

| 条例名        | 施設名                  | 貸室名     | 現単価   | 改定単価  | 所属名          |
|------------|----------------------|---------|-------|-------|--------------|
| 高知市立市民会館条例 | 朝倉市民会館               | 調理室     | 160   | 240   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 朝倉市民会館               | 和室      | 150   | 220   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 朝倉市民会館               | ホール     | 260   | 390   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 春野町弘岡中市民会館           | 調理室     | 80    | 120   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 春野町弘岡中市民会館           | 教養娯楽室   | 560   | 840   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 春野町弘岡中市民会館           | ホール     | 710   | 1,060 | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 春野秋山市民会館             | ホール     | 340   | 510   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 春野秋山市民会館             | 多目的室    | 100   | 150   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 春野秋山市民会館             | 和室      | 120   | 180   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 春野秋山市民会館             | 調理室     | 130   | 190   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 長浜市民会館               | ホール     | 1,210 | 1,810 | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 長浜市民会館               | 和室      | 50    | 70    | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 長浜市民会館               | 中会議室    | 180   | 270   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 長浜市民会館               | 小会議室    | 110   | 160   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 海老川市民会館              | 調理室     | 200   | 300   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 海老川市民会館              | 和室      | 150   | 220   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 海老川市民会館              | ホール     | 260   | 390   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 西山市民会館               | 会議室     | 130   | 190   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 西山市民会館               | ホール     | 260   | 390   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 西山市民会館               | 和室      | 150   | 220   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 小石木市民会館              | ホール     | 260   | 390   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 小石木市民会館              | 和室      | 100   | 150   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 介良市民会館               | 教養娯楽室   | 420   | 630   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 介良市民会館               | 会議室     | 350   | 520   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 潮江市民会館               | 集会室     | 150   | 220   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 潮江市民会館               | 大会議室    | 260   | 390   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 松田市民会館（松田会館）         | 相談室     | 40    | 60    | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 松田市民会館（松田会館）         | ホール     | 340   | 510   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 朝倉総合市民会館             | ホール     | 1,220 | 1,830 | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 朝倉総合市民会館             | 多目的室    | 210   | 310   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 朝倉総合市民会館             | 教養娯楽室 1 | 150   | 220   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 朝倉総合市民会館             | 教養娯楽室 2 | 190   | 280   | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 小高坂市民会館<br>（小高坂総合会館） | ホール     | 1,310 | 1,960 | 人権同和・男女共同参画課 |
| 高知市立市民会館条例 | 小高坂市民会館<br>（小高坂総合会館） | 小会議室    | 80    | 120   | 人権同和・男女共同参画課 |

# 使用料改定一覧

※網掛け行は減額改定分

※単価について、1時間単位の価格設定でない施設は、午前区分・入場料徴収なしの単価にて比較

| 条例名           | 施設名                  | 貸室名    | 現単価 | 改定単価 | 所属名          |      |
|---------------|----------------------|--------|-----|------|--------------|------|
| 高知市立市民会館条例    | 小高坂市民会館<br>(小高坂総合会館) | 和室     | 120 | 180  | 人権同和・男女共同参画課 |      |
| 高知市立市民会館条例    | 小高坂市民会館<br>(小高坂総合会館) | 集会室    | 240 | 360  | 人権同和・男女共同参画課 |      |
| 高知市立市民会館条例    | 一宮市民会館・一宮児童館         | 会議室    | 240 | 360  | 人権同和・男女共同参画課 |      |
| 高知市立市民会館条例    | 一宮市民会館・一宮児童館         | 大会議室   | 480 | 720  | 人権同和・男女共同参画課 |      |
| 高知市立市民会館条例    | 一宮市民会館・一宮児童館         | 集会室    | 240 | 360  | 人権同和・男女共同参画課 |      |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 鴨田ふれあいセンター           | 多目的ホール | 620 | 780  | 地域コミュニティ推進課  |      |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 鴨田ふれあいセンター           | 和室     | 120 | 150  | 地域コミュニティ推進課  |      |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 浦戸ふれあいセンター           | 和室A    | 100 | 120  | 地域コミュニティ推進課  |      |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 浦戸ふれあいセンター           | 和室B    | 130 | 160  | 地域コミュニティ推進課  |      |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 浦戸ふれあいセンター           | 和室C    | 50  | 60   | 地域コミュニティ推進課  |      |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 浦戸ふれあいセンター           | 会議室    | 440 | 570  | 地域コミュニティ推進課  |      |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 介良ふれあいセンター           | 会議室A   | 220 | 280  | 地域コミュニティ推進課  |      |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 介良ふれあいセンター           | 会議室B   | 220 | 280  | 地域コミュニティ推進課  |      |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 介良ふれあいセンター           | 和室     | 120 | 150  | 地域コミュニティ推進課  |      |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 介良ふれあいセンター           | 実習室    | 270 | 290  | 地域コミュニティ推進課  |      |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 三里ふれあいセンター           | ホール    | 370 | 370  | 地域コミュニティ推進課  | 改定なし |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 三里ふれあいセンター           | 会議室A   | 180 | 180  | 地域コミュニティ推進課  | 改定なし |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 三里ふれあいセンター           | 会議室B   | 180 | 180  | 地域コミュニティ推進課  | 改定なし |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 三里ふれあいセンター           | 和室     | 150 | 140  | 地域コミュニティ推進課  |      |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 三里ふれあいセンター           | 実習室    | 420 | 360  | 地域コミュニティ推進課  |      |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 御置瀬ふれあいセンター          | ホール    | 540 | 670  | 地域コミュニティ推進課  |      |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 御置瀬ふれあいセンター          | 和室     | 170 | 200  | 地域コミュニティ推進課  |      |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 御置瀬ふれあいセンター          | 実習室    | 160 | 160  | 地域コミュニティ推進課  | 改定なし |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 初月ふれあいセンター           | 大会議室   | 310 | 460  | 地域コミュニティ推進課  |      |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 初月ふれあいセンター           | 小会議室   | 70  | 100  | 地域コミュニティ推進課  |      |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 長浜ふれあいセンター           | 和室     | 140 | 210  | 地域コミュニティ推進課  |      |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 長浜ふれあいセンター           | 大ホール   | 360 | 540  | 地域コミュニティ推進課  |      |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 長浜ふれあいセンター           | 小ホール   | 100 | 150  | 地域コミュニティ推進課  |      |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 高須ふれあいセンター           | ホール    | 430 | 560  | 地域コミュニティ推進課  |      |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 高須ふれあいセンター           | 会議室    | 90  | 110  | 地域コミュニティ推進課  |      |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 高須ふれあいセンター           | 実習室    | 400 | 430  | 地域コミュニティ推進課  |      |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 朝倉ふれあいセンター           | 和室     | 120 | 140  | 地域コミュニティ推進課  |      |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 朝倉ふれあいセンター           | 会議室    | 560 | 680  | 地域コミュニティ推進課  |      |
| 高知市ふれあいセンター条例 | 朝倉ふれあいセンター           | 実習室    | 310 | 320  | 地域コミュニティ推進課  |      |

## 使用料改定一覧

※網掛け行は減額改定分

※単価について、1時間単位の価格設定でない施設は、午前区分・入場料徴収なしの単価にて比較

| 条例名                | 施設名           | 貸室名    | 現単価   | 改定単価  | 所属名         |      |
|--------------------|---------------|--------|-------|-------|-------------|------|
| 高知市ふれあいセンター条例      | 秦ふれあいセンター     | 大会議室   | 340   | 410   | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市ふれあいセンター条例      | 秦ふれあいセンター     | 小会議室   | 120   | 150   | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市ふれあいセンター条例      | 秦ふれあいセンター     | 和室     | 270   | 310   | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市ふれあいセンター条例      | 秦ふれあいセンター     | 実習室    | 350   | 350   | 地域コミュニティ推進課 | 改定なし |
| 高知市ふれあいセンター条例      | 五台山ふれあいセンター   | 和室     | 190   | 190   | 地域コミュニティ推進課 | 改定なし |
| 高知市ふれあいセンター条例      | 五台山ふれあいセンター   | 会議室A   | 340   | 360   | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市ふれあいセンター条例      | 五台山ふれあいセンター   | 会議室B   | 230   | 240   | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市ふれあいセンター条例      | 五台山ふれあいセンター   | 会議室C   | 250   | 260   | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市ふれあいセンター条例      | 五台山ふれあいセンター   | 実習室    | 400   | 360   | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市ふれあいセンター条例      | 大津ふれあいセンター    | 和室     | 90    | 120   | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市ふれあいセンター条例      | 大津ふれあいセンター    | 会議室A   | 80    | 110   | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市ふれあいセンター条例      | 大津ふれあいセンター    | 会議室B   | 220   | 290   | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市ふれあいセンター条例      | 大津ふれあいセンター    | 会議室C   | 220   | 290   | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市ふれあいセンター条例      | 大津ふれあいセンター    | 実習室    | 200   | 220   | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市ふれあいセンター条例      | 布師田ふれあいセンター   | 和室     | 90    | 120   | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市ふれあいセンター条例      | 布師田ふれあいセンター   | 会議室A   | 210   | 280   | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市ふれあいセンター条例      | 布師田ふれあいセンター   | 会議室B   | 250   | 340   | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市ふれあいセンター条例      | 布師田ふれあいセンター   | 実習室    | 220   | 240   | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市下知コミュニティセンター条例  | 下知コミュニティセンター  | 会議室A   | 170   | 230   | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市下知コミュニティセンター条例  | 下知コミュニティセンター  | 会議室B   | 140   | 190   | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市下知コミュニティセンター条例  | 下知コミュニティセンター  | 会議室C   | 440   | 590   | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市下知コミュニティセンター条例  | 下知コミュニティセンター  | 和室会議室  | 100   | 140   | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市下知コミュニティセンター条例  | 下知コミュニティセンター  | 多目的ホール | 820   | 1,100 | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市江ノロコミュニティセンター条例 | 江ノロコミュニティセンター | 会議室A   | 780   | 1,170 | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市江ノロコミュニティセンター条例 | 江ノロコミュニティセンター | 会議室B   | 820   | 1,230 | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市江ノロコミュニティセンター条例 | 江ノロコミュニティセンター | 和室A    | 350   | 520   | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市江ノロコミュニティセンター条例 | 江ノロコミュニティセンター | 和室B    | 440   | 660   | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市江ノロコミュニティセンター条例 | 江ノロコミュニティセンター | 大ホールA  | 950   | 1,420 | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市江ノロコミュニティセンター条例 | 江ノロコミュニティセンター | 大ホールB  | 1,330 | 1,990 | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市弥右衛門ふれあいセンター条例  | 弥右衛門ふれあいセンター  | 集会室（北） | 380   | 570   | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市弥右衛門ふれあいセンター条例  | 弥右衛門ふれあいセンター  | 集会室（南） | 380   | 570   | 地域コミュニティ推進課 |      |
| 高知市弥右衛門ふれあいセンター条例  | 弥右衛門ふれあいセンター  | 和室 1   | 630   | 630   | 地域コミュニティ推進課 | 改定なし |
| 高知市弥右衛門ふれあいセンター条例  | 弥右衛門ふれあいセンター  | 和室 2   | 630   | 630   | 地域コミュニティ推進課 | 改定なし |
| 高知市弥右衛門ふれあいセンター条例  | 弥右衛門ふれあいセンター  | 調理室    | 380   | 380   | 地域コミュニティ推進課 | 改定なし |

## 使用料改定一覧

※網掛け行は減額改定分

※単価について、1時間単位の価格設定でない施設は、午前区分・入場料徴収なしの単価にて比較

| 条例名             | 施設名        | 貸室名               | 現単価    | 改定単価   | 所属名    |      |
|-----------------|------------|-------------------|--------|--------|--------|------|
| 高知市斎場条例         | 斎場         | 火葬場使用料<br>(大人・市内) | 20,000 | 25,000 | 斎場     |      |
| 高知市斎場条例         | 斎場         | 火葬場使用料<br>(大人・市外) | 70,000 | 79,000 | 斎場     |      |
| 高知市斎場条例         | 斎場         | 大式場               | 42,770 | 55,610 | 斎場     |      |
| 高知市斎場条例         | 斎場         | 中式場               | 28,510 | 42,760 | 斎場     |      |
| 高知市斎場条例         | 斎場         | 小式場（式場利用）         | 11,200 | 16,800 | 斎場     |      |
| 高知市斎場条例         | 斎場         | 小式場（通夜利用）         | 15,270 | 20,650 | 斎場     |      |
| 高知市斎場条例         | 斎場         | 大式場控室             | 19,350 | 21,970 | 斎場     |      |
| 高知市斎場条例         | 斎場         | 中式場控室             | 19,350 | 21,120 | 斎場     |      |
| 高知市斎場条例         | 斎場         | 待合室               | 2,640  | 3,960  | 斎場     |      |
| 高知市斎場条例         | 斎場         | 霊安室               | 2,640  | 3,960  | 斎場     |      |
| 高知市保健福祉センター条例   | 保健福祉センター   | 検診講習室             | 5,300  | 5,300  | 地域保健課  | 改定なし |
| 高知市保健福祉センター条例   | 保健福祉センター   | 栄養実習室             | 3,580  | 3,580  | 地域保健課  | 改定なし |
| 高知市保健福祉センター条例   | 保健福祉センター   | 栄養講義室             | 2,670  | 2,670  | 地域保健課  | 改定なし |
| 高知市保健福祉センター条例   | 保健福祉センター   | 大会議室              | 10,620 | 10,620 | 地域保健課  | 改定なし |
| 高知市保健福祉センター条例   | 保健福祉センター   | 中会議室A             | 2,290  | 2,290  | 地域保健課  | 改定なし |
| 高知市保健福祉センター条例   | 保健福祉センター   | 中会議室B             | 2,290  | 2,290  | 地域保健課  | 改定なし |
| 高知市保健福祉センター条例   | 保健福祉センター   | 和室                | 1,460  | 1,550  | 地域保健課  |      |
| 高知市東部健康福祉センター条例 | 東部健康福祉センター | 栄養実習室             | 3,870  | 3,870  | 障がい福祉課 | 改定なし |
| 高知市東部健康福祉センター条例 | 東部健康福祉センター | 研修室               | 2,370  | 2,390  | 障がい福祉課 |      |
| 高知市東部健康福祉センター条例 | 東部健康福祉センター | 集会所A              | 5,210  | 5,260  | 障がい福祉課 |      |
| 高知市東部健康福祉センター条例 | 東部健康福祉センター | 集会所B              | 4,690  | 4,740  | 障がい福祉課 |      |
| 高知市東部健康福祉センター条例 | 東部健康福祉センター | 教養室A              | 1,330  | 1,530  | 障がい福祉課 |      |
| 高知市東部健康福祉センター条例 | 東部健康福祉センター | 教養室B              | 1,650  | 1,900  | 障がい福祉課 |      |
| 高知市南部健康福祉センター条例 | 南部健康福祉センター | 栄養実習室             | 3,180  | 2,250  | 障がい福祉課 |      |
| 高知市南部健康福祉センター条例 | 南部健康福祉センター | 教養室A              | 1,570  | 1,340  | 障がい福祉課 |      |
| 高知市南部健康福祉センター条例 | 南部健康福祉センター | 教養室B              | 1,910  | 1,610  | 障がい福祉課 |      |
| 高知市南部健康福祉センター条例 | 南部健康福祉センター | ホールA              | 8,360  | 6,600  | 障がい福祉課 |      |
| 高知市南部健康福祉センター条例 | 南部健康福祉センター | ホールB              | 3,560  | 3,510  | 障がい福祉課 |      |
| 高知市南部健康福祉センター条例 | 南部健康福祉センター | ホールC              | 3,560  | 3,270  | 障がい福祉課 |      |
| 高知市南部健康福祉センター条例 | 南部健康福祉センター | 和室A               | 820    | 770    | 障がい福祉課 |      |
| 高知市南部健康福祉センター条例 | 南部健康福祉センター | 和室B               | 820    | 770    | 障がい福祉課 |      |
| 高知市南部健康福祉センター条例 | 南部健康福祉センター | 和室C               | 820    | 770    | 障がい福祉課 |      |
| 高知市南部健康福祉センター条例 | 南部健康福祉センター | 和室D               | 820    | 770    | 障がい福祉課 |      |
| 高知市南部健康福祉センター条例 | 南部健康福祉センター | 音楽室               | 2,070  | 1,750  | 障がい福祉課 |      |

## 使用料改定一覧

※網掛け行は減額改定分

※単価について、1時間単位の価格設定でない施設は、午前区分・入場料徴収なしの単価にて比較

| 条例名                | 施設名             | 貸室名     | 現単価                        | 改定単価                          | 所属名    |      |
|--------------------|-----------------|---------|----------------------------|-------------------------------|--------|------|
| 高知市春野あじさい会館条例      | あじさい会館          | 多目的ホール  | 620                        | 770                           | 障がい福祉課 |      |
| 高知市春野あじさい会館条例      | あじさい会館          | 研修室     | 300                        | 330                           | 障がい福祉課 |      |
| 高知市春野あじさい会館条例      | あじさい会館          | 研修会議室   | 270                        | 290                           | 障がい福祉課 |      |
| 高知市土佐山健康福祉センター条例   | 土佐山健康福祉センター     | 多目的ホール  | 5,190                      | 6,210                         | 障がい福祉課 |      |
| 高知市障害者福祉センター条例     | 障害者福祉センター       | 集会所     | 2,610                      | 3,260                         | 障がい福祉課 |      |
| 高知市西部健康福祉センター条例    | 西部高齢者いきいきセンター   | 栄養実習室   | 2,990                      | 2,990                         | 高齢者支援課 | 改定なし |
| 高知市西部健康福祉センター条例    | 西部高齢者いきいきセンター   | 小会議室    | 1,360                      | 1,360                         | 高齢者支援課 | 改定なし |
| 高知市西部健康福祉センター条例    | 西部高齢者いきいきセンター   | 和室      | 820                        | 820                           | 高齢者支援課 | 改定なし |
| 高知市西部健康福祉センター条例    | 西部高齢者いきいきセンター   | 視聴覚室    | 1,370                      | 1,370                         | 高齢者支援課 | 改定なし |
| 高知市西部健康福祉センター条例    | 西部高齢者いきいきセンター   | 大ホール    | 8,630                      | 8,630                         | 高齢者支援課 | 改定なし |
| 高知市福寿園条例           | 福寿園             | 研修室     | 4,170                      | 4,170                         | 高齢者支援課 | 改定なし |
| 高知市福寿園条例           | 福寿園             | 栄養実習室   | 4,230                      | 4,230                         | 高齢者支援課 | 改定なし |
| 高知市福寿園条例           | 福寿園             | 和室      | 820                        | 820                           | 高齢者支援課 | 改定なし |
| 高知市福寿園条例           | 福寿園             | 交流支援室   | 1,300                      | 1,300                         | 高齢者支援課 | 改定なし |
| 高知市福寿園条例           | 福寿園             | 集会所     | 5,080                      | 削除                            | 高齢者支援課 |      |
| 高知市立龍馬の生まれたまち記念館条例 | 龍馬の生まれたまち記念館    | ふれあいホール | 2,080                      | 2,600                         | 観光企画課  |      |
| 高知市立龍馬の生まれたまち記念館条例 | 龍馬の生まれたまち記念館    | 多目的室    | 460                        | 570                           | 観光企画課  |      |
| 高知市立龍馬の生まれたまち記念館条例 | 龍馬の生まれたまち記念館    | 和室A     | 410                        | 510                           | 観光企画課  |      |
| 高知市立龍馬の生まれたまち記念館条例 | 龍馬の生まれたまち記念館    | 和室B     | 410                        | 510                           | 観光企画課  |      |
| 高知市立龍馬の生まれたまち記念館条例 | 龍馬の生まれたまち記念館    | 観覧料     | 300                        | 370                           | 観光企画課  |      |
| はりまや橋観光バスターミナル条例   | はりまや橋観光バスターミナル  | 駐車場     | 2時間無料<br>以降の30分<br>毎に200円  | 2時間無料<br>以降の30分<br>毎に270円     | 観光企画課  |      |
| 高知市都市公園条例          | 桂浜公園            | 駐車場     | バス800円<br>乗用車400円<br>原付50円 | バス1,500円<br>乗用車500円<br>原付200円 | 観光企画課  |      |
| 高知市立公民館条例          | 中央公民館（高知市文化プラザ） | 大講義室    | 12,330                     | 15,410                        | 文化振興課  |      |
| 高知市立公民館条例          | 中央公民館（高知市文化プラザ） | 軽運動室    | 5,350                      | 5,760                         | 文化振興課  |      |
| 高知市立公民館条例          | 中央公民館（高知市文化プラザ） | 音楽室     | 4,830                      | 5,200                         | 文化振興課  |      |
| 高知市立公民館条例          | 中央公民館（高知市文化プラザ） | 工芸室     | 3,340                      | 3,940                         | 文化振興課  |      |
| 高知市立公民館条例          | 中央公民館（高知市文化プラザ） | 彫塑・陶芸室  | 5,420                      | 6,400                         | 文化振興課  |      |
| 高知市立公民館条例          | 中央公民館（高知市文化プラザ） | 絵画室     | 6,130                      | 7,010                         | 文化振興課  |      |
| 高知市立公民館条例          | 中央公民館（高知市文化プラザ） | 調理室     | 9,800                      | 11,210                        | 文化振興課  |      |
| 高知市立公民館条例          | 中央公民館（高知市文化プラザ） | 第1学習室   | 3,970                      | 4,860                         | 文化振興課  |      |
| 高知市立公民館条例          | 中央公民館（高知市文化プラザ） | 第2学習室   | 4,450                      | 5,440                         | 文化振興課  |      |
| 高知市立公民館条例          | 中央公民館（高知市文化プラザ） | 第3学習室   | 5,390                      | 6,600                         | 文化振興課  |      |
| 高知市立公民館条例          | 中央公民館（高知市文化プラザ） | 特別学習室   | 5,390                      | 6,600                         | 文化振興課  |      |

## 使用料改定一覧

※網掛け行は減額改定分

※単価について、1時間単位の価格設定でない施設は、午前区分・入場料徴収なしの単価にて比較

| 条例名                | 施設名             | 貸室名                | 現単価                          | 改定単価                           | 所属名   |      |
|--------------------|-----------------|--------------------|------------------------------|--------------------------------|-------|------|
| 高知市立公民館条例          | 中央公民館（高知市文化プラザ） | 第1和室               | 3,270                        | 3,820                          | 文化振興課 |      |
| 高知市立公民館条例          | 中央公民館（高知市文化プラザ） | 第2和室               | 3,270                        | 3,820                          | 文化振興課 |      |
| 高知市立公民館条例          | 中央公民館（高知市文化プラザ） | 第3和室               | 3,270                        | 3,820                          | 文化振興課 |      |
| 高知市立公民館条例          | 中央公民館（高知市文化プラザ） | 茶室                 | 3,330                        | 2,390                          | 文化振興課 |      |
| 高知市文化プラザ条例         | 文化プラザ           | 大ホール               | 37,350                       | 46,680                         | 文化振興課 |      |
| 高知市文化プラザ条例         | 文化プラザ           | 小ホール               | 6,880                        | 8,600                          | 文化振興課 |      |
| 高知市文化プラザ条例         | 文化プラザ           | リハーサル室             | 3,200                        | 4,000                          | 文化振興課 |      |
| 高知市文化プラザ条例         | 文化プラザ           | 第1楽屋               | 2,780                        | 3,080                          | 文化振興課 |      |
| 高知市文化プラザ条例         | 文化プラザ           | 第2楽屋               | 1,610                        | 1,810                          | 文化振興課 |      |
| 高知市文化プラザ条例         | 文化プラザ           | 第3楽屋               | 1,610                        | 1,810                          | 文化振興課 |      |
| 高知市文化プラザ条例         | 文化プラザ           | 第4楽屋               | 1,680                        | 1,800                          | 文化振興課 |      |
| 高知市文化プラザ条例         | 文化プラザ           | 第5楽屋               | 1,680                        | 1,800                          | 文化振興課 |      |
| 高知市文化プラザ条例         | 文化プラザ           | 第6楽屋               | 1,080                        | 1,200                          | 文化振興課 |      |
| 高知市文化プラザ条例         | 文化プラザ           | 第7楽屋               | 830                          | 830                            | 文化振興課 | 改定なし |
| 高知市文化プラザ条例         | 文化プラザ           | 第8楽屋               | 1,730                        | 2,150                          | 文化振興課 |      |
| 高知市文化プラザ条例         | 文化プラザ           | 録音室                | 610                          | 760                            | 文化振興課 |      |
| 高知市文化プラザ条例         | 文化プラザ           | 第1スタジオ             | 530                          | 660                            | 文化振興課 |      |
| 高知市文化プラザ条例         | 文化プラザ           | 第2スタジオ             | 1,190                        | 1,480                          | 文化振興課 |      |
| 高知市文化プラザ条例         | 文化プラザ           | 市民ギャラリー<br>（第1展示室） | 36,250                       | 45,310                         | 文化振興課 |      |
| 高知市文化プラザ条例         | 文化プラザ           | 市民ギャラリー<br>（第2展示室） | 36,250                       | 45,310                         | 文化振興課 |      |
| 高知市文化プラザ条例         | 文化プラザ           | 市民ギャラリー<br>（第3展示室） | 19,960                       | 24,950                         | 文化振興課 |      |
| 高知市文化プラザ条例         | 文化プラザ           | 市民ギャラリー<br>（第4展示室） | 9,670                        | 12,080                         | 文化振興課 |      |
| 高知市文化プラザ条例         | 文化プラザ           | 市民ギャラリー<br>（第5展示室） | 6,820                        | 8,520                          | 文化振興課 |      |
| 高知市文化プラザ条例         | 文化プラザ           | ガレリア               | 50                           | 60                             | 文化振興課 |      |
| 高知市文化プラザ条例         | 文化プラザ           | 駐車場                | 1台30分までごとに<br>150円<br>（上限なし） | 1台30分までごとに<br>100円<br>（上限800円） | 文化振興課 |      |
| 高知市文化プラザ条例         | 横山隆一記念まんが館      | 観覧料                | 410                          | 510                            | 文化振興課 |      |
| 高知市春野文化ホールピアステージ条例 | 春野文化ホールピアステージ   | 大ホール               | 7,450                        | 9,310                          | 文化振興課 |      |
| 高知市春野文化ホールピアステージ条例 | 春野文化ホールピアステージ   | 小ホール               | 1,690                        | 2,110                          | 文化振興課 |      |
| 高知市春野文化ホールピアステージ条例 | 春野文化ホールピアステージ   | 練習室1               | 1,040                        | 1,250                          | 文化振興課 |      |
| 高知市春野文化ホールピアステージ条例 | 春野文化ホールピアステージ   | 練習室2               | 1,040                        | 1,190                          | 文化振興課 |      |
| 高知市春野文化ホールピアステージ条例 | 春野文化ホールピアステージ   | 会議室                | 830                          | 1,030                          | 文化振興課 |      |
| 高知市春野文化ホールピアステージ条例 | 春野文化ホールピアステージ   | 和室                 | 830                          | 680                            | 文化振興課 |      |
| 高知市春野文化ホールピアステージ条例 | 春野文化ホールピアステージ   | 控室                 | 310                          | 380                            | 文化振興課 |      |

## 使用料改定一覧

※網掛け行は減額改定分

※単価について、1時間単位の価格設定でない施設は、午前区分・入場料徴収なしの単価にて比較

| 条例名             | 施設名        | 貸室名                | 現単価    | 改定単価  | 所属名     |
|-----------------|------------|--------------------|--------|-------|---------|
| 高知市寺田寅彦記念館条例    | 寺田寅彦記念館    | 表座敷                | 2,840  | 2,300 | 民権・文化財課 |
| 高知市寺田寅彦記念館条例    | 寺田寅彦記念館    | 茶室                 | 2,210  | 1,510 | 民権・文化財課 |
| 高知市大川筋武家屋敷資料館条例 | 大川筋武家屋敷資料館 | 座敷（大）              | 1,760  | 1,710 | 民権・文化財課 |
| 高知市大川筋武家屋敷資料館条例 | 大川筋武家屋敷資料館 | 座敷（小）              | 1,370  | 1,360 | 民権・文化財課 |
| 高知市山嶽社資料館条例     | 山嶽社資料館     | 資料館                | 370    | 220   | 民権・文化財課 |
| 高知市立自由民権記念館条例   | 自由民権記念館    | 自由ギャラリー<br>（企画展示室） | 6,740  | 6,780 | 民権・文化財課 |
| 高知市立自由民権記念館条例   | 自由民権記念館    | 民権ホール<br>（視聴覚ホール）  | 10,260 | 9,400 | 民権・文化財課 |
| 高知市立自由民権記念館条例   | 自由民権記念館    | 研修室                | 3,950  | 5,280 | 民権・文化財課 |
| 高知市立自由民権記念館条例   | 自由民権記念館    | 観覧料                | 320    | 400   | 民権・文化財課 |
| 高知市春野スポーツ施設条例   | 春野グラウンド    | グラウンド              | 550    | 270   | スポーツ振興課 |
| 高知市運動場条例        | 総合運動場      | 陸上競技場              | 5,090  | 6,360 | スポーツ振興課 |
| 高知市運動場条例        | 総合運動場      | 多目的ドーム             | 4,960  | 5,260 | スポーツ振興課 |
| 高知市運動場条例        | 総合運動場      | テニスコート（7面）         | 630    | 780   | スポーツ振興課 |
| 高知市運動場条例        | 総合運動場      | 総合体育館              | 2,540  | 3,170 | スポーツ振興課 |
| 高知市運動場条例        | 総合運動場      | 補助グラウンド            | 1,500  | 1,860 | スポーツ振興課 |
| 高知市運動場条例        | 総合運動場      | 野球場                | 2,540  | 3,170 | スポーツ振興課 |
| 高知市運動場条例        | 総合運動場      | 相撲場                | 1,900  | 1,180 | スポーツ振興課 |
| 高知市東部総合運動場管理条例  | 東部総合運動場    | 打撃投球練習場（14面）       | 370    | 220   | スポーツ振興課 |
| 高知市東部総合運動場管理条例  | 東部総合運動場    | テニスコート（16面）        | 630    | 780   | スポーツ振興課 |
| 高知市東部総合運動場管理条例  | 東部総合運動場    | 体育センター             | 630    | 780   | スポーツ振興課 |
| 高知市東部総合運動場管理条例  | 東部総合運動場    | 多目的ドーム             | 6,250  | 5,730 | スポーツ振興課 |
| 高知市東部総合運動場管理条例  | 東部総合運動場    | 屋内競技場              | 7,380  | 9,220 | スポーツ振興課 |
| 高知市東部総合運動場管理条例  | 東部総合運動場    | 野球場                | 2,540  | 3,170 | スポーツ振興課 |
| 高知市東部総合運動場管理条例  | 東部総合運動場    | 多目的グラウンド<br>（4面）   | 500    | 620   | スポーツ振興課 |
| 高知市城ノ平運動公園条例    | 城ノ平運動公園    | ソフトボール専用球場         | 1,440  | 880   | スポーツ振興課 |
| 高知市城ノ平運動公園条例    | 城ノ平運動公園    | 多目的広場              | 720    | 610   | スポーツ振興課 |
| 高知市土佐山運動広場条例    | 土佐山運動広場    | ソフトボール場            | 370    | 220   | スポーツ振興課 |
| 高知市針木運動公園条例     | 針木運動公園     | グラウンド              | 500    | 480   | スポーツ振興課 |
| 高知市針木運動公園条例     | 針木運動公園     | テニスコート（5面）         | 370    | 200   | スポーツ振興課 |
| 高知市勤労者交流館条例     | 勤労者交流館     | 体育室                | 3,810  | 5,510 | 産業政策課   |
| 高知市勤労者交流館条例     | 勤労者交流館     | 特別会議室              | 3,010  | 2,250 | 産業政策課   |
| 高知市勤労者交流館条例     | 勤労者交流館     | 会議室                | 1,400  | 1,290 | 産業政策課   |
| 高知市勤労者交流館条例     | 勤労者交流館     | 第1研修室              | 2,700  | 2,510 | 産業政策課   |
| 高知市勤労者交流館条例     | 勤労者交流館     | 第2研修室              | 2,220  | 2,060 | 産業政策課   |



## 使用料改定一覧

※網掛け行は減額改定分

※単価について、1時間単位の価格設定でない施設は、午前区分・入場料徴収なしの単価にて比較

| 条例名                 | 施設名                | 貸室名     | 現単価   | 改定単価   | 所属名      |
|---------------------|--------------------|---------|-------|--------|----------|
| 高知市勤労者交流館条例         | 勤労者交流館             | 第1和室    | 2,460 | 1,740  | 産業政策課    |
| 高知市勤労者交流館条例         | 勤労者交流館             | 第2和室    | 2,460 | 1,740  | 産業政策課    |
| 高知市鏡吉原ふれあいの里条例      | 高知市鏡吉原ふれあいの里       | ふれあい交流室 | 490   | 440    | 鏡地域振興課   |
| 高知市鏡吉原ふれあいの里条例      | 高知市鏡吉原ふれあいの里       | 体験学習室   | 490   | 520    | 鏡地域振興課   |
| 高知市中山間地域暮らし体験滞在施設条例 | かがみ暮らし体験滞在施設       | 宿泊料     | 3,300 | 4,500  | 鏡地域振興課   |
| 高知市中山間地域構造改善センター条例  | 中山間地域構造改善センター      | 大会議室    | 2,680 | 3,640  | 鏡地域振興課   |
| 高知市中山間地域構造改善センター条例  | 中山間地域構造改善センター      | 2階会議室   | 1,770 | 1,730  | 鏡地域振興課   |
| 高知市中山間地域構造改善センター条例  | 中山間地域構造改善センター      | 調理実習室   | 1,310 | 1,230  | 鏡地域振興課   |
| 高知市中山間地域構造改善センター条例  | 中山間地域構造改善センター      | 和室      | 2,260 | 1,740  | 鏡地域振興課   |
| 高知市鏡文化ステーションRIO条例   | 鏡文化ステーションRIO       | 入浴施設    | 400   | 450    | 鏡地域振興課   |
| 高知市集落活動センター条例       | 集落活動センター梅の木        | 集会室（大）  | 2,200 | 2,370  | 鏡地域振興課   |
| 高知市集落活動センター条例       | 集落活動センター梅の木        | 集会室（小）  | 310   | 330    | 鏡地域振興課   |
| 高知市集落活動センター条例       | 集落活動センター梅の木        | 調理室     | 310   | 330    | 鏡地域振興課   |
| 高知市土佐山夢産地パーク交流館条例   | 土佐山夢産地パーク交流館「かわせみ」 | 多目的ホール1 | 430   | 460    | 土佐山地域振興課 |
| 高知市土佐山夢産地パーク交流館条例   | 土佐山夢産地パーク交流館「かわせみ」 | 多目的ホール2 | 430   | 460    | 土佐山地域振興課 |
| 高知市土佐山夢産地パーク交流館条例   | 土佐山夢産地パーク交流館「かわせみ」 | 多目的ホール3 | 430   | 460    | 土佐山地域振興課 |
| 高知市土佐山夢産地パーク交流館条例   | 土佐山夢産地パーク交流館「かわせみ」 | 多目的ホール4 | 430   | 460    | 土佐山地域振興課 |
| 高知市集落活動センター条例       | 集落活動センター仁ノ万葉の里     | 集会室     | 570   | 400    | 春野地域振興課  |
| 高知市立市民図書館条例         | 潮江市民図書館            | 大会議室    | 8,930 | 10,390 | 図書館・科学館課 |
| 高知市立市民図書館条例         | 潮江市民図書館            | 実習室     | 3,050 | 削除     | 図書館・科学館課 |
| 高知市立市民図書館条例         | 潮江市民図書館            | 研修室     | 2,690 | 2,840  | 図書館・科学館課 |
| 高知市立市民図書館条例         | 潮江市民図書館            | 和室      | 1,380 | 1,400  | 図書館・科学館課 |

## ※条例改正を伴わないもの（規則改正）

|                 |        |      |       |       |      |
|-----------------|--------|------|-------|-------|------|
| 高知市中央卸売市場条例施行規則 | 中央卸売市場 | 大会議室 | 3,020 | 1,980 | 卸売市場 |
| 高知市中央卸売市場条例施行規則 | 中央卸売市場 | 中会議室 | 1,180 | 770   | 卸売市場 |
| 高知市中央卸売市場条例施行規則 | 中央卸売市場 | 小会議室 | 240   | 150   | 卸売市場 |
| 高知市中央卸売市場条例施行規則 | 中央卸売市場 | 研修室  | 710   | 460   | 卸売市場 |



手数料改定一覧

| 条例名                    | 手数料名                                 | 現単価   | 改定価格  | 所管課              |
|------------------------|--------------------------------------|-------|-------|------------------|
| 高知市手数料並びに延滞金条例         | 普通手数料（公募等の閲覧照合手数料）                   | 400   | 450   | 財政課              |
| 高知市手数料並びに延滞金条例         | 普通手数料（公簿等の謄抄本等交付手数料）                 | 400   | 450   | 財政課              |
| 高知市手数料並びに延滞金条例         | 普通手数料（動力設置証明手数料）                     | 400   | 450   | 財政課              |
| 高知市手数料並びに延滞金条例         | 普通手数料（建築確認に関する諸証明手数料）                | 400   | 450   | 財政課              |
| 高知市手数料並びに延滞金条例         | 普通手数料（境界立会手数料）                       | 800   | 1,200 | 財政課              |
| 高知市手数料並びに延滞金条例         | 普通手数料（境界測定手数料）                       | 800   | 1,200 | 財政課              |
| 高知市手数料並びに延滞金条例         | 普通手数料（税務証明手数料）                       | 400   | 450   | 財政課              |
| 高知市手数料並びに延滞金条例         | 普通手数料（非農地証明手数料）                      | 400   | 450   | 財政課              |
| 高知市手数料並びに延滞金条例         | 普通手数料（その他の証明手数料）                     | 400   | 450   | 財政課              |
| 高知市手数料並びに延滞金条例         | 住民基本台帳法関係手数料<br>（住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料） | 400   | 500   | 財政課              |
| 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 | ごみ処理手数料                              | 120   | 130   | 新エネルギー・<br>環境政策課 |
| 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 | ごみ処理手数料（プラスチック製容器包装・ペットボトル）          | 290   | 430   | 新エネルギー・<br>環境政策課 |
| 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 | ごみ処理手数料（水銀含有廃棄物）                     | 720   | 900   | 新エネルギー・<br>環境政策課 |
| 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 | ごみ処理手数料（犬、猫等の死体）                     | 410   | 500   | 新エネルギー・<br>環境政策課 |
| 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 | 犬ねこ等収集処分手数料                          | 1,040 | 1,200 | 新エネルギー・<br>環境政策課 |